1850年代後半、箱館奉行による種痘での痘苗

The Vaccine used in the Smallpox Vaccination Conducted by the Hakodate Magistrate in the Late 1850s

永野正宏 (NAGANO Masahiro, Dr.)

文化庁国立アイヌ民族博物館設立推進調査官 (Senior Specialist, Agency for Cultural Affairs)

要旨

江戸幕府の出先機関である箱館奉行は、1857 (安政 4) 年から 1859 (安政 6) 年にかけて、北海道 (ただし、本稿において当時の松前藩領を除く) および樺太でアイヌに対して種痘 (伝染性疾患の一種である天然痘の予防接種) を行った。

本稿では、この時の種痘における痘苗(種痘の接種材料、弱毒化したウィルス液)に着目し、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大きく3点について考察を加えた。

まず、種類は、痘痂 (天然痘感染による瘡蓋) と痘漿 (天然痘の水泡から出る膿汁) が痘苗として調達されたといえる。

調達方法は、痘痂は瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられた。痘漿は、桑田立斎については、江戸から箱館まで植え継ぎ、また、箱館から蝦夷地においても植え継いで実施した。巡回種痘を休んでいる間の痘漿の維持は、箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継ぎ、維持し続けていたものと考えられる。痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行なっていた。

調達経費だが、支出対象は痘漿提供児者、その保護者および付添者と考えられる。支出負担者は、種痘開始前、 桑田立斎は自身が負担した。種痘開始後は、史料が残っているモンベツ(現 紋別市ほか)近辺では種痘実 施地の箱館奉行所の御用所が痘漿提供者の手当を負担していたといえる。

キーワード:痘苗、種痘、アイヌ、箱館奉行、桑田立斎、深瀬洋春、井上元長

Abstract

From 1857 to 1859 (Ansei 4 to 6), the Hakodate Magistrate, an agency of the Tokugawa shogunate, administered smallpox vaccinations to the Ainu in Hokkaido (the territory of the Matsumae domain will be excluded for this paper) and Karafuto (Sakhalin).

Through historical documents, this paper examines the vaccine (inoculation material for smallpox, attenuated virus solution) used in the smallpox vaccination at the time, and examines three major aspects: the types of smallpox vaccines used, the method, and the cost of the procurement.

First, this paper shows that smallpox crusts (scabs caused by smallpox infection) and smallpox plasma (pus from smallpox blisters) were procured for use in smallpox vaccines. The method of procurement involved smallpox crusts being delivered in bottles from Edo to Hakodate. In the case of doctor Kuwata Ryusai, the smallpox plasma was transported by a chain of vaccine carriers all the way from Edo to Hakodate, and from Hakodate to Ezo. It is thought that the maintenance of smallpox plasma during the absence of traveling smallpox vaccinations was carried out by regularly repeating vaccinations in Hakodate and continuing to maintain the plasma. The Bakufu, and by extension the Hakodate Magistrate, was responsible for securing donors of smallpox plasma both before and after the vaccination program.

Regarding the procurement expenses, the beneficiaries were the smallpox donors, and their guardians and attendants. Before the start of vaccination, Kuwata Ryusai paid the expenses himself. After the

start of smallpox vaccination, in the area of Monbetsu (present-day Monbetsu City and others), historical records show that the Hakodate Magistrate's Office was responsible for the allowances for smallpox donors.

Key Words: Smallpox Vaccine, Smallpox Vaccination, Ainu, Hakodate Magistrate, Kuwata Ryusai, Fukase Yoshun, Inoue Motonaga

1. はじめに

1854 (嘉永7) 年に日米和親条約が結ばれると、江戸幕府は、開港地となる箱館およびその付近を松前藩から上知するとともに、遠国奉行として箱館奉行を設置し、箱館等の支配を所管させた。翌 1855 (安政2)年には松前藩領(概ね渡島半島南西部〔松前半島〕)を除く北海道(当時、蝦夷地と呼ばれた地域)【図1】【図2】が箱館奉行の管轄地域となった。この管轄地域において、1857年から 1859年にかけて箱館奉行が実施したのが種痘である。この時の種痘について、これまで拙稿(永野 2011)(永野 2017:106-117)(永野 2018:6-20,24-35)で検討したところだが、痘苗に着目した検討は、先行研究も含めて、管見の限り見出せていないことから検討していくものである。

北海道では17世紀以降、天然痘流行に関する文献史料の記述を見出すことができる。高倉新一郎は、1820年代から1850年代にかけてのアイヌ人口減少の直接的原因は流行病の蔓延と指摘しており(高倉1942:328)、天然痘流行もその一端を担っていると考えられる。その流行に対する救助策として実施されたのが種痘事業であり、本稿で種痘の接種材料である痘苗の運用について考察することで、当該種痘事業の特質解明の一助となるものと考えている。

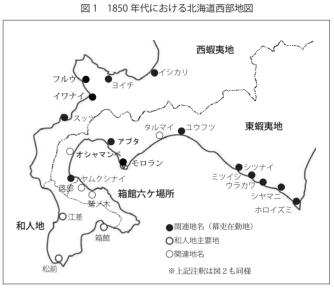
本稿の構成であるが、第2章では当該種痘事業の概要を整理し、第3章では痘苗の運用について論じていく。

2. 箱館奉行による種痘の概要

本章では、箱館奉行による種痘がどのように行われてきたのか、その概要を整理していく【表1】。

2.1. 種痘について

幕末の箱館奉行による種痘について述べる前に、種 痘に関する基本的な事柄について整理しておきたい。



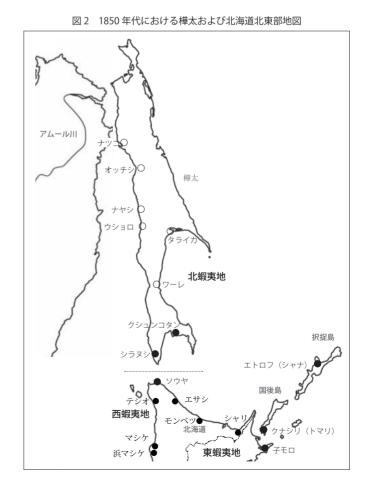


表1 箱館奉行による種痘の経過

西暦	年号	干支	陰曆(月日)	項目	出典
	安政3		10		①サワラ辺より、箱館も天然痘流行。②石川と共に「蝦夷地」に派遣されていた福山藩士寺地強平が箱館で山本橋次郎に種痘を行う。	(1)
1000	250		١٠		③寺地と山本は箱館で越年し、翌年「西蝦夷地」、樺太に行く予定だったが、天然痘流行のため江戸に戻る事を決め、書状を送る。	
			11	20	村垣が「蝦夷地」巡回のため箱館を出発する。	19*
1857	安政4	TE	1		スッツ滞在中の箱館奉行村垣範正、岡田錠次郎と面会し、アイヌの天然痘流行について、救済方法に係る取調を申し付ける。	(19)
,,,	21.21		2		老中阿部正弘が種痘医派遣を裁可(安政4年3月26日条)。	(19)
			2		幕府の「種痘之御沙法」に基づき、箱館奉行から出された「蝦夷人共種痘之儀=付願(種痘医派遣願)」に対し、町医師6人を派遣することを	2
				30	物が上述と、中での、「一生」と、相当では、これに、 教人人人生生とは、「我人生生生」には、「生生に、」には、「ない」には、「ない」と、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない」には、「ない、「ない」には、「ない、「ない、「ない」には、「ない」には、「ない、「ない、「ない、「ない」には、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない、「ない	©
			3	8	町年寄役所名で種痘医募集の町触れが掲示される。	(7)
			3	26	州土町区が石と建筑区券来の町店れが時かられたい。 村垣の元に、痘種届く。村垣から勝之助を通じ、御屋医師に渡し早々に植えるよう指示がでる。	(19)
			<u>,</u>	12	が出いたし、選集用3。が出から放送別を題と、呼集区間に成じ主くに個なるより用かかです。 → ほとが同様な関係を対しまった。	(19)
					痘種を御雇医師田沢春堂に渡し、種痘を行わせる。	(19)
			4		派遣町医師の手当に関する願に対し阿部正弘が裁可(安政4年5月26日条)。	(13)
			4		派遣種痘医(桑田立斎・深瀬洋春)について、老中堀田正睦が裁可(安政4年5月26日条)。	(19)
			5		種痘医の手当について、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年5月26日条)。	(19)
			5		山田九助より、「箱館六ヶ場所」での種痘希望者名簿が提出される。	19
			5		種痘御用の医師深瀬洋春が箱館に到着し、村垣範正と面会する。	19
			5	10	桑田立斎が、アイヌへの種痘の為に「蝦夷地」へ派遣される。阿部正弘の命を、竹内保徳より達せられる。	8
			5		種痘医(桑田立斎)が弟子を連れて行く旨の報告が竹内保徳を通じて挙げられ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	19
			5	21	桑田立斎が小児を召し連れ、活漿を植え継ぐための手配について、(仙台、南部藩等へ)竹内保徳より指示される。	7
			L		※参考:『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』	
			5	22	桑田立斎の派遣について、仙台藩に達せられる。	11)
			5	22	派遣種痘医(桑田立斎)からの痘苗植継方法についての願が竹内下野守を通じてだされ、阿部正弘の裁可を仰ぐ(安政4年閏5月17日条)。	19
			5	22	種痘医師の手当について、阿部正弘の裁可が下りる(安政4年閏5月25日条)。	(19)
			閏5	6	西及び北「蝦夷地」詰調役並宛にアイヌへの種痘についての通達出される。	2
			閏5		①深瀬に手当仮払い。	(19)
			(±)O		②深瀬の派遣失を[西蝦夷地 川- 変更	
			7	10	秦田立治がアッケン会所に宿泊。国泰寺住職香山と対話した。	(23)
			7		桑田立斎がクナシリ(トマリカ)で種痘している様子を箱館奉行支配で組頭動方の安間純之進が視察した。	<u>2</u> 1)
			9		桑田立斎が箱館に戻り、村垣範正と面会する。	(19)
				22	桑田の種痘人数、5,150人。(同日の竹内保徳あて書状の内容から)	19
			11		条田立斎、江戸到着。	8
			11		衆ロエ順、江戸刊有。 種痘医井上元長の人馬賃銭の取扱方法について、モロラン詰調役石場斎宮からの報告がだされる。御雇医師と同様に無賃の予定であると	_
			''		性短広井上元技の入局貝銭の収扱方法にJいて、モロブノ語調技の場所占からの報告かだされる。 御准店即と回休に無貝のアルであるこの内容。 の内容。	(L)
1858	安政5	戊午	1		「北鰕夷地」詰の幕吏より、山丹地において、昨夏天然痘流行した旨、箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同	(13)
	~~~		'		年2月25日)。	
			2	ρ	〒	(20)
			2		深瀬洋春から箱館奉行支配向あて、種痘のため「北蝦夷地」及び「北海岸」へ回浦するに当たり、「苗継」について協力要請。	3
						200
			3	18	深瀬洋春に回浦に当たり手当等渡す。	40
			4		当春以来、「北蝦夷地東西浦奥地」で天然痘流行している旨箱館奉行へ報告する(ただし、箱館へ差し立てたのは同年5月5	16)
					目)。	
			4	23?	西浦(樺太西海岸)ナツコ、オツチシ辺で天然痘が流行し、ホロコタンまで拡大していることから、「北蝦夷地」詰から箱館奉行へ	(14)
					前年に達しのあった種痘医を早く派遣するよう要請する(箱館への差立日は5月3日)。	
			4	23?	深瀬洋春、「北蝦夷地」に来着。西浦へ出立する(富内に行き、西浦奥地が終了したらクシュンナイからマーヌイに抜け、東浦	(15)
					(樺太東海岸)奥地からクシュンコタン方面へ巡回させる)(箱館への差立日は5月3日)。	
			5		ウショロ村にて種痘希望者が出たので、深瀬洋春により接種をうけた。	6
			6	2	井上が、択捉島フウレヘツに前日到着し、当日村垣と面会する。翌日種痘の様子を村垣が視察した。	20
			6		深瀬洋春、モンヘツにて種痘及び病人の治療実施	⑤
			6		深瀬洋春、シヤリ巡回。	4
1859	安政6	己未	1	28	種痘医師大西、井上元長ら、種痘未実施が20人ほどいるが断念し、アツケシに向けて出立する。	22)
			2		井上、大西、アツケシ着。	22)
			3		ハエ・ハーニ・ファン・ファン 指し、 井上の手当について伺いを立てる。予定金額は桑田と別れて以降、月5両。また、「蝦夷地入用金」から支出することについても協議をあげ	17)
			ا	I .	开土のナーにしたで削いで立てる。アル亜酸は宋田と別れて以降、月3両。また、「取売地入用亜」から又山することにしたでも励識でのけている。 ている。	<i>w</i>
					- N. A.	(3)
			7	6		
			7	6		11)
			7 9	6	②勘定奉行の評議内容にある井上の立場は御雇医師ではなく、桑田の附属者。	18
260	安政7	庚申	7 9 3			18

*:村垣日記については、特に断りがない限り、当該月日の記事を表す。

# 【出典】

- ①寺地強平「蝦夷紀行」下(北海道大学附属図書館所蔵、旧記1549)*東大史料編纂所維新史料引継本(複写)。
- ②「御用留 安政四巳年五月ヨリ 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書26)。
- ③「御用留 安政五午年中到来 従正月至五月到来 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書33)。
- ④「他場所差立到来留 安政五年 箱館奉行所 モンヘツ御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書37)。
- ⑤「モンヘツ諸御入用御勘定帳 安政五午年 モンヘツ結細野五左衛門 逸見小十郎」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書40)。
- ⑥「北蝦夷地仕出之部御用留 安政五午年 箱館奉行所白主御用所」(北海道立文書館所蔵公文書、簿書42)。⑦「施薬其外養生所等都而御救筋之部」(石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成』第5巻、岩波書店、1994年)。
- (8)「立斎年表」(二宮睦雄·秋葉実「桑田立斎『立斎年表』)(『日本医史学雑誌』第45巻第1号、日本医史学会、1999年)所収)。
- (回)「立原平表」(一百座離・秋栗美· 宋田立原| 立原平表』)(『日本医史子》 (②「安政雑記」七(国立公文書館所蔵、内閣文庫、請求記号150-0158)。
- ⑩二宮睦雄、秋葉實『桑田立斎安政四年蝦夷地種痘』(桑田立斎先生顕彰会、1998年)。
- ⑪「橋本九八郎日記」七(維新史料編纂会編『大日本維新史料稿本』No.201 732巻、国際マイクロ写真工業社、1980年)
- ②「越年種痘医師賄代人馬賃の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之十八、東京大学出版会、1985年、106号文書)。
- (近) 陸十佳短伝即所1人/両具の計了(米ボムチェ杆+棚条所) 棚川 人口や日又音 3 赤木が日関(旅文書 さて アバ、米ボムチ山版本、1963 牛、100 牛、100 洋。 第2 の 株子 尋問の件 り、東京大学 史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書 之十九、東京大学出版会、1985 年、104号文書)。 (近) 「奥地見廻り中見聞の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985 年、33 号文書)。
- (⑤)「北蝦夷地詰足軽西浦奥地見廻りの件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、34号文書)。
- ・ 「「北蝦夷奥地詰足軽褒賞の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十、東京大学出版会、1985年、69号文書)。 ・ 「①「医師蝦夷地在動中手当の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十二、東京大学出版会、1985年、346号文書)。
- ・ 図「医師教長地往動中子ヨの行」、東京人子文科編纂所編『人日本百文書』幕末外国関係文書之二十二、東京人子百版芸、1985年、340号文書)。 『『医師井上元長へ種痘手当支給の件」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書之二十七、東京大学出版会、1985年、175号文書)。
- ⑩「村垣淡路守公務日記之七」「村垣淡路守公務日記之八」「村垣淡路守公務日記之九」「村垣淡路守公務日記之十」「村垣淡路守公務日記之十一」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京大学出版会、1986年)。
- ⑩「村垣淡路守公務日記之十二」(東京大学史料編纂所編『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、東京大学出版会、1965年)。
- ①安間純之進「随筆 安政[四年]丁巳正月吉」(星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵B0-151)*原本所蔵 山梨県大月市星野家。
- ②「子モロ土人種痘之儀二付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘(三村節子、中村英子、浦田遊「『子モロ土人種痘之儀二付申上候書付』安政年間の根室アイヌへの種痘」 『久摺』第5集、1996年6月)。
- ②「八代香山日鑑記」1(厚岸町史編集委員会編『新厚岸町史』資料編2 日鑑記下、厚岸町、2009年)。

近世期において日本で種痘は、人痘種痘法と牛痘種 痘法が行なわれたが、人痘種痘が先に伝わってきた。

人痘種痘法は、起源は不明であるが、インド・中国・トルコなどでは、天然痘患者の痘漿や痘痂を健康人に接種し、軽度の天然痘に罹らせて免疫を得ようとする(青木ほか 2018:27)方法、つまり、天然痘(人痘)ウィルスをヒトに感染させて免疫を獲得させる方法であり、インド起源の人痘法は、針尖で前膊・上膊部の皮膚を擦過した浅い傷に、痘漿を吸収させた小塊を貼り、包帯や布で固定し感染させる方法で、トルコに渡り、痘痂を点描するトルコ式人痘針刺接種法が生まれ、18世紀前半にはイギリスやフランスなどヨーロッパに広がった(青木ほか 2018:28)とされる。

日本で実施された最初は、1740年代中頃¹¹、清朝杭州府種痘科医師李仁山が長崎の医師に伝授した時とされている。中国式人痘法について1742年刊行の『医宗金鑑』から紐解くと、水苗種法(柳木で作った杵で痘痂を粉末にして水に溶かしてこれを未痘児の鼻孔に垂らし入れる法)、旱苗種法(痘痂を5~6寸の頸の曲がった銀管で粉末にして、男は左、女は右の鼻孔へ吹き込む方法)、痘衣種法(痘児の衣服を未痘の児に着せて感染させようとする法)、痘漿種法(痘児の痘漿を棉布で拭って、男は左、女は右の鼻孔に入れて塞ぎ感染させる法)の4つの方法が挙げられている。このうち痘衣種法と痘漿種法は真性天然痘に罹る危険性が極めて高いのでほとんど実施されなかった。最も用いられたのは旱苗種法であった(青木ほか 2018:27)。

牛痘種痘法であるが、1849 (嘉永 2) 年に佐賀藩 医の楢林宗建の尽力によりオランダ商館医モーニケが 招来した牛痘苗により日本人小児に接種して成功 (活着) した (青木ほか 2018:63,68-69)。この痘苗が日 本列島各地へ分配された (香西 2019:372)。

この牛痘種痘法は、牛痘に罹った者が天然痘に罹患しない事実に着目したイギリスのエドワード・ジェンナーが1796年に牛痘ウィルスを接種する免疫法を発見し、1798年に天然痘ワクチンの開発に成功し、論文として公刊したことにより、イギリス、ヨーロッパ、そして各植民地へ普及した方法である(青木ほか2018:55)(香西2019:43)。なお、ジェンナーによって、牛痘ウィルスは人間を経由して伝達することができ、なお天然痘に対する免疫を与える力を保っていること(ジャネッタ2013:32)が実証されてい

る。牛痘種痘の利点は、天然痘への罹患を避けられるのみならず、種痘後に身体に生じる反応が人痘種痘の場合よりもはるかにおだやかなことであった(香西2019:43)とされる。人痘種痘法では真性天然痘へと罹患する危険性が皆無ではなかったため(青木ほか2018:41)、牛痘苗の招来とそれによる牛痘種痘法の普及は天然痘罹患者の減少に貢献したといえる。

さて、モーニケにより長崎で活着した痘苗は、最初 は、種痘された者の腕に生じた痘疱から、痘漿、とき に痘痂を採り、これを次の種痘を受ける者の腕に、直 ちに接種し、あるいは採取した痘漿を硝子盤の凹部に 受けて乾燥したもの、痘痂の場合にはそのまま保管 したものを、接種時水に溶いて復元して用いて(添 川 1987:57) 伝達された。被種痘者の痘漿や痘痂を 直ちに接種することを「直接人伝牛痘種痘法」といい、 硝子盤で乾燥した痘漿や痘痂を復元して接種すること を「間接人伝牛痘種痘法」という。人伝牛痘種痘法に より伝えられた痘苗は人化牛痘漿や人伝牛痘苗とも呼 ばれた。なお、人伝牛痘苗は、採取苗を介して人の伝 染病を伝播したり、また、採苗される児童に苦痛を与 え、その児の種痘経過を妨げたりしたのみならず、得 られる痘漿の量も微々たるものであった。また、人伝 の間に発痘力が衰えることがしばしば見られたという (添川 1987:57)。牛痘種痘の接種方法だが、楢林宗 建の「牛痘小考」の叙述を要約すれば、接種後第7. 8日、痘液が水のように稀薄であって、稠厚でないも のを、ランセットの尖頭に塗り、生後第2カ月以上の ものの片腕の5,6ヵ所に、表皮と次皮の間に1分ば かり刺入する (添川 1987:65) 方法が採られていた。

以上が近世期に日本で行われた種痘法の種類と概要 である。

#### 2.2. 契機

本節以降では箱館奉行による種痘について述べる。 1856 (安政3) 年の冬のことと思われるが、スッツ(現 寿都町)で天然痘が流行したため、松浦武四郎の日誌によると、以前は63人だったアイヌ人口が天然痘流行により19人に減少したという(松浦1982:91-92)。1857年1月19日の箱館奉行村垣範正の日記によると、出張の途中でスッツに滞在していたが、天然痘流行の状況を目の当たりにして、スッツ御用所に駐在していた幕吏である岡田錠次郎に救助方法の調査を指示したことがわかる(村垣1857A:366安政4年1月19日条)。同年閏5月の種痘実施通知には、

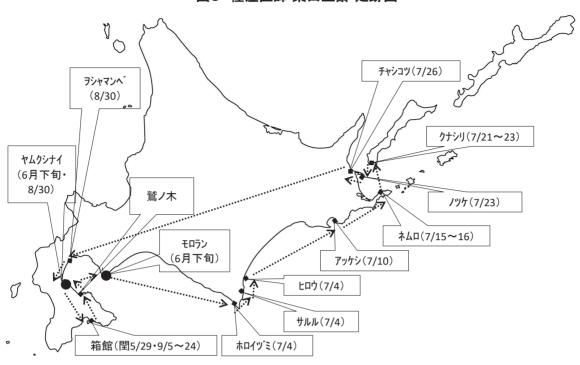


図3 種痘医師 桑田立斎 足跡図

※●◆は桑田立斎の足跡が確認できる地域。このうち●は種痘を拒否したアイヌによる山への逃避が確認できる地域。 ※一は桑田立斎の行程。 ※地名の横の日付は桑田の滞在日。すべて安政4年(1857)。旧暦。 【出典】

〇二宮睦雄・秋葉実「桑田立斎『立斎年表』」(『日本医史学雑誌』第45巻第1号、1999)〇『八代香山日鑑記』1(『新厚岸町史』資料編2日鑑記下、厚岸町、2009)〇『ノツケ伝蔵日記』(別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵)〇「村垣淡路守公務日記之十一」(『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、東京帝国大学文学部史料編纂掛、1926)〇安間純之進「随筆 安政[四年]丁巳正月吉」星野家所蔵安間純之進文書、北海道立文書館架蔵BO-151、安政四年七月二十一日条、同月二十二日条、同月二十三日条 *原本所蔵 山梨県大月市星野家

実施の要因としてスッツでの天然痘流行で多数の患者が発生し、箱館奉行が不憫に思ったことを挙げている²⁾。このことから、村垣が1月にスッツで救助方法の調査を指示したことが種痘実施の契機といえるだろう。

# 2.3. 経過

1857年2月に、箱館奉行からの上申に基づき、種 痘医師の人選について江戸町奉行へ指示された³⁾。そ の結果、桑田立斎、深瀬洋春等が派遣された。箱館奉 行は3月には痘痂を箱館に取り寄せ、御雇医師に種 痘の実施を命じている(村垣 1857A:426 安政4年3 月26日条)。桑田は5月10日に老中阿部正弘から種 痘のための派遣を命じられ、同月晦日に江戸を出立し、 箱館に赴いた(二宮・秋葉 1999:90)。箱館において 桑田は、村垣との面会を経て、北海道太平洋側(当時、 東蝦夷地と呼ばれた地域)を巡回種痘することとなっ た【図3】。桑田が箱館を出立する前日、弟子で種痘 医師の井上元長をヤムクシナイ(現 八雲町)まで派 遣したところ、鷲ノ木(現 森町)辺りで立ち帰って

きた井上から、アイヌが種痘の噂を聞いて恐怖を抱き 山中へ逃げ込んだとの報告を受けた。幕吏の勧めで3 日滞留し、その後、種痘を受けるよう説得したが折り 合わず、モロラン (現 室蘭市) まで来て、痘苗が絶 える恐れから、幕吏や和人の子どもに接種した。山中 に逃げているアイヌに対して散財するなどして何とか 14人には接種した。桑田の弟子の西村文石と井上は 桑田と別れてユウフツ (現 苫小牧市ほか) で種痘を 行ったが、その際には、山に逃げたアイヌを盛岡・仙 台両藩の藩兵も動員して山から駆り出し、厳しく説得 した。一方の桑田は6月30日にモロランを出て、ホ ロイズミ (現 えりも町)を7月4日出立し、クナシ リ (現 国後島) へ向かった (二宮・秋葉 1999:91)。 その後、トカチ(現 広尾町ほか)を経て、同月15 日に子モロ(現 根室市ほか)に至り、クナシリは同 月23日出帆した(二宮・秋葉 1999:92)。チャシコ ツ (現 標津町)、ベッカイ (現 別海町)を経て、8 月晦日にヲシャマンベ (現 長万部町) からヤムクシ ナイに至り、9月24日に箱館を出帆し、11月4日に 江戸へ戻った (二宮・秋葉 1999:92)。

一方の深瀬は 1857 年にヤムクシナイ、フルウ (現 神恵内村)、イワナイ (現 岩内町ほか)、イシカリ (現 石狩市ほか)、マシケ (現 増毛町)、テシオ (現 天塩町ほか)、ソウヤ (現 稚内市ほか)の各場所で種痘を行ったと考えられる4)。1858 (安政5)年2月に深瀬は樺太 (当時「北蝦夷地」と呼ばれた地域)や北海道オホーツク海側 (当時「西蝦夷地」と呼ばれた地域)や北海道オホーツク海側 (当時「西蝦夷地」と呼ばれた地域の一部、「北海岸」とも呼ばれた)等での種痘を村垣から命じられた (村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日条)。5月に深瀬はウショロ (現 ロシア連邦サハリン州オルロヴォほか)で種痘を行った5)。その後、6月に深瀬が、9月に井上がモンベツで種痘を行った6)。1859 (安政6)年1月には井上が子モロ場所で種痘を行った(三村・中村・浦田1996:34,35,43-44)。以上が、種痘事業の経過である。

#### 2.4. 対象

次いで、この種痘の対象について考えてみたい。

はじめに、箱館奉行の配下で奉行のいる箱館に詰 めている幕吏からシャマニ (様似)・スッツ・クシュ ンコタン (久春古丹、現 ロシア連邦サハリン州コ ルサコフ) に詰めている幕吏 (青山英幸 1994:74 [21],72 [23] -70 [25],68 [27]) 宛ての種痘実施 通知から、種痘の対象について触れていると考える記 述を紹介する。「此度御趣意を以、蝦夷人種痘之ため、 右巧者之医師蝦夷地東西江壱人宛(中略)右両人被差 旨被仰渡候二付、洋春者東地、立斎者西地江出立為致、 何れも到着次第、夫々治療取掛可申候間、場所々々番 人出稼人者勿論、土人等ニ至迄、御趣意之趣厚く相心 <u>得、療治受候様</u>懇ニ御示諭可有之」⁷⁾ である。下線は 筆者が加えたものだが、一重か二重かどちらを重視す るかで対象が変わると考えられる。つまり、一重を重 視すれば対象は「蝦夷人」と記載されているアイヌを 主対象とするものであり、二重を重視すれば「番人出 稼人」として各場所に暮らす和人と「土人」と記載さ れているアイヌの両方ということである。

次に、先行研究での評価を、北海道史や北方史の著述から拾ってみる。

高倉新一郎は、箱館奉行による種痘に関する叙述の中で対象を明確に述べていないが、種痘に関する叙述のまとめの部分で「是等の蝦夷人の内には、折角種えた後でも、河海で洗ひ去つて何にもならなかつたものもあつたが、それから以後蝦夷の間に痘瘡の流行はおおいに減少したと言はれてゐる」

(高倉 1942:364) と書き、かつ、叙述の中で和人の接種について触れていないことからアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

これに対して自治体史である『新撰北海道史』では「蝦夷及び和人の別なく種痘を施し」(北海道庁1937:813)とアイヌと和人の双方を対象と解釈している。後継の『新北海道史』も同様である(北海道1970:683)。

菊池勇夫は「それは幕府によってアイヌへの種痘(牛痘接種法)が開始されたからである」(菊池2013:406)とアイヌを主対象と考えているといえる。

海保洋子は「安政4年(1857)、箱館奉行村垣淡路 守範正より幕府に対しアイヌへ種痘を施行する上申書 が提出される」(海保2007:30)と述べるほか、種 痘の叙述の中で和人の接種について触れていないこと からアイヌを主対象と考えていたものと思われる。

さて、当時の人々はどのように認識していたのだろ うか。

安政年間にアッケシ(現 厚岸町ほか)に御雇医師として在勤した大内桐齋(余庵)は著作の「東蝦夷夜話」で、アイヌは「裳瘡をおそる、こと内地にて疫癘を恐る、よりもなほ甚しく、親は子を廃て、子は親を顧ずして、深山に逃れ竄る。西洋諸蕃に専行はる、牛痘の術に巧みなるものを撰ませられ、東西の蝦夷地はさらなり、北蝦夷の奥エトロフの離島まで遣はされ、夷人の殃死を救ひたまはる」(大友 1972:425)と述べており、ここからは大内はアイヌを主対象ととらえていたと考えられる。そして、実際に種痘を行った医師桑田立斎は「巳年五月十日、蝦夷人共為種痘彼地へ被差遣」や「箱館着之処、春中同所医師田沢春道(堂)、深瀬養俊(洋春)其外夷人種痘被仰付」と、この種痘はアイヌを主対象として認識し、記しているものと考えられる(二宮・秋葉 1999:90)。

また、いくつか残されている種痘接種者の報告をみると、ニイカップ会所(現 新冠町)が作成した報告では「種痘土人男女人別高取調候分」⁸⁾、ヨイチ場所(現 余市町)支配人の報告では「巳年種痘土人人別書上」(余市町総務課余市町史編集室 1985:1640)とアイヌの接種者数と分かる史料は散見できるが、和人接種者数と明記されている史料は管見の限り見出すことができない。

以上のことから、筆者としては当該種痘はアイヌを 主対象としたものと考える。

なお、この後に箱館奉行が行なった種痘では、その

地域から考えるに和人に種痘を行ったものもあると考えている。例えば、1858(安政 5)年3月に種痘願出を請けた村垣の命で箱館近在の村々へ医師が派遣されている(村垣 1857C:133 安政 5年3月12日条)。箱館近在は和人地に含まれる和人主体の地域なので、和人を対象に種痘を行ったといえるだろう。つまり、1857年の巡回種痘では契機がアイヌの天然痘感染による被害を箱館奉行が不憫と憐れんだためであることから、種痘事業の主対象はアイヌであったが、多くのアイヌに接種し終えた後は、管轄地域の和人にも単発で種痘を行ったと考えてよいだろう。

# 3. 痘苗の運用

本章では、前章で概要を振り返った 1850 年代後半の北海道等における種痘事業において痘苗がどのように調達・維持など運用されてきたのかを整理・考察して、当該種痘事業の特質理解の一助とする。

#### 3.1. 牛痘苗招来直後における痘苗の調達・維持

本章で1850年代後半に実施された箱館奉行による種痘における痘苗について考察するにあたり、本節では、当時、痘苗がどのように調達されていたのか、他地域の状況をいくつか取り上げることで、このあとの蝦夷地での状況を考察する一助としたい。

さて、痘苗の伝達について、香西豊子は、「牛痘苗の伝苗は、痘痂が急送された長崎・京都間をのぞき、小児から小児へと種え継ぐ「人伝方式」でとりおこなわれた。人伝方式の利点は、第一に牛痘苗が活着しやすいことであった」(香西 2019:380-381)と指摘している。このなかで「長崎・京都間」というのは、1849年9月のことで、その3か月前にオランダ商館医モーニケが招来した牛痘苗が活着し、長崎で植え継がれていた痘苗を京都へ送ったことを指すが(香西 2019:372、374-375)、要は長距離の移送ならば痘痂すなわち瘡蓋状で送るが、そうではない場合は活着の良さから植え(種え)継ぎともいわれる人伝方式によって、活漿としての痘苗が維持されるということである。急送の様子だが、

「八月二八日二相接、昨五日にて七日目二ていまた膿 干ざる痘をはづし、八粒小瓶中二貯へ、当急便より差 上申候。御落手の上、早々御地の小童え御接痘二相成 候ハゝ、無相違伝染仕候儀奉存候」(香西 2019:375) とある。つまり、種痘後7日目の膿が乾いていない瘡 蓋をはずし、小瓶に8つ入れて送ったということである。当時の痘苗搬送過程がよくわかる記述である。

なお、人伝方式の良さについては佐賀藩医の伊東玄朴(香西 2019:374)が 1849 年暮れに書いた手紙からも窺える。「二度目よりは痘を潰し痘漿にて御種え可被成候、痘痂は感受不定に御座候、痘漿を取るは、種候初日より第八日目に限るなり、西洋流の第七日、日本数にて第八日なり。少しも後れ候ハバ、仮痘を生じ申候、真痘と仮痘との区別第一なり、仮痘は再痘す、慎で之れを見誤ることなかれ、」

(青木ほか 2018:73) と玄朴は延べ、痘痂では感染しない場合もあるため、種痘の2回目からは痘漿による種痘を勧めている。また、痘漿の採取は接種後7日目であり、時機を逃さないことも触れている(青木ほか2018:73)。

次に周防国の岩国藩(現 山口県岩国市ほか)における痘苗の維持についてみていく。

岩国藩では1849年に藩立の「種痘館」を設置して種痘を行った。そこでは施術当日の他に決まった複数日「種痘館」へ通うこととなっていた。その中で、接種後7日目に「種子返し」と称して、他児に植える痘苗が採取され、その後、最終的に「痂返し」として落痂がすべて「種痘館」へ渡された。これは、知識のない者などが痘痂を使用してむやみに種痘をしないよう藩が管理する目的であったという(香西 2019:390)。

さらに肥前国の大村藩領内(現 長崎県大村市ほか) での痘苗の維持についてもみていきたい。

1850 (嘉永3) 年3月以降、大村藩医長与俊民の 息子、俊達の藩に対する提案により、近隣8か村から 持ち回りで未痘児3名とその母3名を長与家敷地内の 長屋に集め種痘を行なった。補足すれば、A村の未痘 児3名が種痘を受けて6日目に、B村の未痘児3名が 長屋へきて種痘を受けるものであった。これにより廃 藩まで痘苗が絶えなかったという(香西2019:393)。

以上みてきた本節の内容をまとめると、痘苗が長崎に招来した直後の1849年、1850年頃では、痘苗には痘痂と痘漿があったが、当時の専門家の認識としては、痘苗としては痘漿が優位であった。事例として挙げた岩国藩、大村藩ではともに痘漿を活用していることが想定されるし、岩国藩では痘痂も管理していたことがわかった。

次節以降では、箱館奉行による種痘事業での痘苗に ついてみていく。

### 3.2. 痘苗運用の経過

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗が どのように運用されたのか整理する。当該事業におけ る痘苗の記述を列挙して個別具体的にみていきたい。

箱館奉行村垣範正によると 1857 年 3 月には痘苗が 箱館へ届けられ、順次、種痘を実施していたことがわ かる。

# 【史料1】

三月廿六日、快晴

(中略)

○織部江も、内状廻し有之、在住もの等之義夫々 申来ル、痘種ヒンニ入七ツ来ル、右ハ勝之助へ 下ケ、御雇医師へ渡し、早々植させ申候、

(村垣 1857A:424,427-428 安政 4 年 3 月 26 日条)

このように、「痘種」が瓶に入って7つ送られてきたこと、配下の力石勝之助を通じて御雇医師へ渡したことがわかる。この時の「痘種」について、二宮陸雄は、瘡蓋・痘痂であると指摘している(二宮 1998: 243)。

この頃の村垣日記には他にも4月12日条に「痘種一瓶、勝之助へ渡し、田沢春堂江為渡候」と、同月17日条では「昨夜到来之痘種一瓶、今朝勝之助より春堂江為渡候事」とある(二宮1998:242-243)。種痘開始直後は江戸から痘苗として瘡蓋を取り寄せ、御雇医師へ下げ渡して種痘をおこなっていたといえる。

次の引用史料は、同年 5 月 21 日に箱館奉行竹内保 徳から、蝦夷地へ向かう桑田立斎への協力に関する通 達の控え文書と考えられる。

# 【史料2】

安政四丁巳年五月廿一日 箱館奉行竹内下野守より、白川御部屋江御達、 御鎗奉行

筒井肥前守医師

桑田立斎

右者、蝦夷人種痘之為、彼地江差遣候二付、当地より白川迄、種痘二小児召連、同所二おゐて外小児江(「植」の欠ヵ)次仙台迄召連、夫より盛岡、田名部迄、都合四ヶ所二而植次、箱館迄活漿ヲ以接続致候積二候条、立斎着以前、未痘之小児五六人并医師壱両人旅宿二呼集、立斎着

を相俟候様、右四ヶ所役人共江可被申渡候、且 又、右小児之内、良痘相発候小児相撰、壱人召 連為植継候筈ニ付、其段、役人共より兼〃相諭置、 差支無之様取斗、尤小児母并付添相越候ものゝ 往返旅籠銭等者、立斎より手当致候筈ニ付、過 当之義無之様、役人共方ニ而取調、立斎へ相達 候様、是亦可被申渡候、

右者、伊勢守殿江申上之上、申達、9)

この文書からは、桑田が箱館まで痘苗として「活 漿」を持っていくため、道中の陸奥国白河(現 福島 県白河市)、仙台(現 宮城県仙台市)、盛岡(現 岩 手県盛岡市)、田名部(現 青森県むつ市)で種痘に よる痘苗植え継ぎを計画しているので、予定地を所管 する3藩に対して被種痘児の確保など幕府箱館奉行が 協力を通達していたことが窺える。盛岡藩に対しては 翌5月22日に江戸城中にて同藩留守居に対して通達 されているので(二宮1998:243-245)、南部藩領以外 の植え継ぎ予定地である白河と仙台を支配している白 河藩か仙台藩宛の通達文の写しと思われる。

では、桑田の痘苗植え継ぎ計画を見てみよう。

まず、江戸から白河まで種痘を実施した子どもを連れていく。その子の活漿を使って、白河で別の子どもへ植え継ぐ。これを盛岡、田名部で繰り返して箱館まで活漿を持って行くというものである。これを滞りなく実施するために、桑田が種痘実施地点に到着する前に、天然痘未発症の子どもを5,6人、医師を1,2人宿に呼び集めて桑田の到着を待つ。桑田が種痘を行い、善感した子どもを選び、1人の子どもと母親等を次の種痘予定地での植え継ぎのため連れていくというものである。なお、連れていく母子への手当は桑田が支払っていた。

次の史料は、もう一人の箱館奉行で、箱館在勤だった村垣範正の日記である(二宮 1998:251)。

### 【史料3】

閏五月十七日、雨夕止(中略)

- 一、蝦夷地江被差遣候種痘医師、弟子共召連候儀 申上候書付、下野守、五月十八日、伊勢守殿江、 早川庄次郎を以上ル、
- 一、蝦夷人種痘之為被差遣候医師、痘苗植継方相 願候儀ニ付申上置候書付、同人五月廿二日、御 同人江、録助を以上ル、

(村垣 1857B:561,564 安政 4 年閏 5 月 17 日条)

竹内が、白河藩もしくは仙台藩に対して桑田への協力についての通達をした翌月である閏5月17日の日記で、蝦夷地へ派遣される種痘医師からの痘苗植え継ぎ計画に関する文書が老中阿部正弘へ5月22日に上呈された旨の連絡を受けたことが記されている。

【史料2】には5月21日の段階で桑田の痘苗植え継ぎ計画は「伊勢守」である阿部正弘へ報告済みであることが記されているので、【史料3】の医師は桑田ではないかもしれない。

【史料2】は桑田の痘苗植え継ぎ計画であったが、実際はどうだったのか。次の桑田自身による記録から見ていきたい。

### 【史料4】

(略)

同(巳年・安政四年:筆者) 閏五月晦日出立、弟子三人、西村文石、井上元長、秋山玄潭、若者四人、庄右衛門、悦次、由蔵、三次郎、上下八人、外に種痘児一人、同父母、都合十一人、長持駕四人、長持一棹、本馬三疋、人足三人、其外痘児駕、

一、活漿続接、白川駅、仙台城下、盛岡并田名辺 (部)、箱館、都合五ヵ所、七八児づつ種江候内、 一児直に先宿七八十里召連、児の両親并外付添 人共。幸して一児なれ(り)とも、不発仮痘の 憂なく、尽く正痘相発し、尤、箱館より夷地に 至るには、二児苗児引連。

# (中略)

一、箱館着之処、春中同所医師田沢春道(堂)、 深瀬養俊(洋春)其外夷人種痘被仰付、種々教 諭勉強候得共、頑愚にて更々承伏不申、「假令一 命を失候共種痘は迷惑」之趣申出、迚も被行不 申趣にて、既に春中鎮台より御取寄に相成候痘 苗并深瀬持参にて参り候苗も尽く絶苗致し居候 次第に付、

#### (中略)

一、箱館より夷地へ出立前日、井上元長、庄右衛門付添山クシナイ迄遣し置、夫より一日後れ苗児二人召連、鷲木迄罷越候処、(中略)人心居(折)り合不申、無拠モロラン迄立越、尤、苗児は和人の一児に引接し、又野馬掛りの児に接し、調役石場斎宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に

種し置、日々山中に逃去り(候)夷人駆り出し、教諭厳重なれども、一向利害相弁不申、只々且会所支配人其外共同様頑愚の者にて殆ど困却、無拠方便散在して手掛りを求め、漸々夷人十四人引接す、夫よりユーフツへ西村文石、井上元長罷越、詰合鈴木庄助へ談じ、且同所支配人は大に怜悧の者にて、夷人諭方宜敷、三十人程忽ち接痘相施し申候、尤、苗はモロランより引連申候、(二宮・秋葉 1999:90-91)

この史料だが、2つの「(中略)」を挟んで順に前 段・中段・後段と呼ぶことにする。

【史料4】の前段からは、江戸から種痘を受けた子ども1人とその父母が同行したことがわかる。そして、白河、仙台、盛岡、田名部、箱館の5ヵ所でそれぞれ7,8人ずつの子どもへ種痘した。二宮によれば、その中の1人は両親や付添人および恐らくは門人の種痘医もつけて、あらゆる偶発事態に対して万全な備えとして、桑田より先に出発させたとしている(二宮1998:253)。そして、箱館から蝦夷地に入る際には「苗児」として子どもを2人連れて行ったという。

中段には、箱館奉行が取り寄せた痘苗や種痘医師として幕府から派遣された深瀬洋春が持参した痘苗も絶えてしまったことが記されている。痘苗の形態、瘡蓋なのか活漿なのかまでは読み取れないが、【史料1】と合わせて考えると、奉行が取り寄せた痘苗は瘡蓋・痘痂であったと考えられる。

後段では、モロランまでやってきた桑田が、それまで順調に種痘を実施することができず、痘苗を維持するため、和人の子どもや放牧馬担当者の子どもにも種痘を行ったこと、モロラン詰の箱館奉行支配調役石場斎宮が痘苗が絶えるのを心配して、同心大藤権左衛門の子どもにも接種した(二宮 1998:269)。また、桑田の弟子である西村文石と井上元長がユウフツ場所へ移動したが、その時の痘苗はモロランから連れてきた子どもであったことが記されている。

次の【史料 5】は、マシケ場所の御用所に対して、 場所請負人の伊達林右衛門が 1857 年 8 月に売り上げ た品物のリストの一部である。

# 【史料5】

覚

巳年正月

(中略)

八月

但壱反二付壱把弐百文

一 六百文 中半紙弐米

一 三百七拾文 酉の内紙壱状一 三百四拾文 中蝋燭弐拾挺

一 四貫八百文 両面染木綿三反

但種痘之節被下候

一 七百文 白米壱斗

但前同断

一 三百文 地廻煙艸五把

但前同断

〆七貫五百拾文

(中略)

右之通、於マシケ御場所御用所、賣上品代、書面 之通御座候、以上

> 伊達林右衛門 代 文治 ¹⁰⁾

史料を見ると、「両面染木綿」3反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把の但し書きに「種痘之節被下候」と書かれている。つまり、マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草がアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、考えられるのは、種痘を受けたアイヌ、または、痘苗となってマシケへ連れてこられたアイヌであるが、【史料5】の情報ではいずれかは判断できない。

次の【史料6】は、【史料5】と類似しているが、マシケ場所の南に隣接する浜マシケ場所(現 石狩市)での御用所に対する場所請負商人伊達林右衛門の1857年12月の売り上げリストの一部である。

### 【史料6】

(略) 十二月

一 銭 六百文 中半紙弐米

(中略)

〆 金四両壱分

三貫三百五拾八文

於永四百九拾三文八分

帰俗土人子供江被下置候

一 銭 九貫六百文 染木綿八反

但壱反ニ付壱〆弐百文

(中略)

種痘之節イシカリ土人江被下置候分

一 同 弐貫四百文 中色染弐反

右同断

一 同 七百三拾文 並白米壱斗

但壱升二付七拾三文

右同断

一 同 三百文 地廻煙艸五把

但壱把ニ付六拾文

(中略)

右之通、於濱マシケ御場所御用所、賣上品代書面 之通御座候、以上

> 伊達林右衛門 代 文治 ¹¹⁾

この史料では、「中色染」木綿2反、「白米」1斗、「地廻煙草」5把が「種痘之節イシカリ土人江被下置候分」と書かれている。つまり、浜マシケでの種痘の際に木綿、白米、煙草が浜マシケの南部に隣接するイシカリのアイヌへ幕府の御用所から下されたことがわかる。この場合、どんな理由でアイヌに木綿等が下されたのかについて、別途、他場所での事例と合わせて考察したい。

次の【史料7】は翌 1858 年に箱館奉行から種痘実施を命じられた深瀬洋春が幕吏に依頼した内容がわかる文書である。

### 【史料7】

二月廿一日 木川直右衛門 印

神山忠三郎 印小池銀之助 印大河内藤右衛門 印加藤善太郎 印

渡邊敬次郎 印

吉岡新太郎様

吉澤佐十郎様

宇津木頼母様

飯田豊之助様

樋野恵助様

庵原勇三郎様

大河内八太郎様

追而、御披見之上、早 / 御順達可被成候、奥村季 五郎殿も来ル廿八日箱館表、御出立之積り二候 間、御心得迄二申進置候、

私儀、北蝦夷地并北海岸廻浦種痘可致趣、被(欠) 仰渡候二付、兼而於当市中続置候種苗、此度彼地 江続送り度奉願候、然上者、当所より山越、岩内、 石狩、增気、手汐、宗谷以上六个所二而、苗続 不仕候得者、彼地二而種痘仕兼候、尤右場所苗 続土人之儀者、私昨年種痘之節、談合候処も有之、 於山越内、土人四人残置候得者、右四人之内貳 人者、当所迄呼寄候筈、当所二而苗相移、於山 越内、他貳人江続、夫より降雨土人貳人江種続 仕候、此者、前以岩内迄差出置候積り二御座候間、 此趣岩内御場所江御触渡被下度、石狩者、川上 土人未タ種痘不致者有之候得者、呼下置候様仕 度、夫より増気土人、此者四人残置候間、案内次 第差出置候積り、手汐土人、此も川上土人案内 次第相下置候様談合居候、宗谷御場所ハ、昨年 種痘之節、不居合者数人有之候筈、此同様呼集度、 以上六个所土人共手配い多し置候様被(欠)仰 渡被下度偏奉願候、愈来月十八日、此地出立仕候、 川上土人呼寄旁々里数御座候間、此段御触渡置 被下場所々々手配致し置候様奉願候、若途中苗 続土人遅滞仕、絶苗二相成候得者、於彼地種痘 仕兼候間、何卒右御場所六个所江、此段御触渡 被下度奉願候、

#### 二月十九日 深瀬洋春 12)

まず、【史料7】の文書の構成から説明する。この文書は「私儀」から始まる後段とそれ以前の前段と分けることができる。後段は1858年2月19日付で深瀬洋春が書いたもので、前段は2日後の2月21日付で箱館奉行配下の幕吏で箱館に詰めている木川直右衛門ほか6名が同じく配下の幕吏で北海道日本海側などに詰めている吉岡新太郎ほか7名宛てに差し出したものである¹³⁾。後段の文書は前段の文書の添付文書であり、深瀬の依頼を受けて痘苗となるアイヌを遅滞なく確保するよう指示した文書と言える。

次に背景について補足すると、深瀬は2月8日に箱館において箱館奉行支配組頭勤方の安間純之進から、「西地通ソウヤゟ北地へ渡り戻り、北海岸アハシリ通、回浦種痘候様」(村垣 1857C:78-79 安政5年2月8日

条)と当時、北蝦夷地と呼ばれた樺太と同じく北海岸と呼ばれた北海道オホーツク海沿岸での種痘を命じられた。深瀬は命を受けて痘苗の植え継ぎ計画を立て、同月19日付で幕吏へ痘苗となるアイヌの確保を依頼し、これを受けた幕吏が、同月21日付で蝦夷地各地に詰めている幕吏に対して指示文書を出したというものである。

では、深瀬による植え継ぎ計画を見ていこう。

深瀬は前年の1857年に北海道日本海沿岸を巡回し種痘を行ったが、この【史料7】は管見の限り唯一の具体的な接種場所を示している文書である。つまり、前年に「山越内」、「降雨」、「石狩」、「増気」、「手汐」、「宗谷」は巡回しているものと考えられる。

まず、ヤムクシナイで種痘未実施のアイヌが4人いるので、このうちの2人を箱館市中へ呼び寄せて種痘を行う。この者を連れてヤムクシナイへ行き、その膿みを使って、そこにいる残り2人のアイヌへ種痘する。さらにこの2人の膿みを使ってフルウのアイヌ2人へ種痘するが、事前にイワナイへ呼び寄せて種痘を実施する。イシカリでは石狩川の上流に住むアイヌで種痘未実施の者がいるので河口に呼び寄せて種痘する。マシケでは4人の種痘未実施者がいるので、この者へ種痘し、テシオでも天塩川の上流に住むアイヌで種痘未実施者がいるので河口に来るよう前年に話し合っているという。ソウヤでは前年の種痘実施時に不在だった者がいるので呼び集めてほしいという内容である。

【史料8】~【史料11】は、箱館奉行配下のエサシ(現 枝幸町)御用所とモンベツ御用所の文書であり、一部、両御用所間のやりとりも含まれている。内容は1858年6月に両御用所を含む北海道オホーツク海沿岸に種痘のため来訪した深瀬洋春が痘苗として連れてきたアイヌに関するものである。以下、関係箇所をみていきたい。

#### 【史料8】

(朱書)

「午ノ十月十八日到来」

以書状致啓上候、然者宗谷よりルルモツへへ与有 之候焼印壱本、相廻り、当所合船極印相済候ニ 付、其御地江相廻し候、御請取可被成候、御地 合船極印相済候ハゝ、先ル江御送りシヤリより ソウヤ江早ル御返却相成候様、御申送り可被成 候、先般、深瀬洋春種痘植附種として、当所百 姓徳太郎与申者壱人、其御地迄罷越候ニ付、為 御手当染木綿壱反被下候積り、右者其御地二而 御渡可相成筈之処、着懸り候義二而、御渡無之 候二付、於エサシニ染木綿壱反、同人江相渡し、 当所御入用二組込候積り、其段調役衆江も申上 置候処、右二而宜敷候間、其旨モンヘツ江相断 置可申旨、御同人より申越候間、此段御達申置候、 右可得御意、如此御座候、以上

十月十一日

小谷野邦之助 印

牧野兵五郎 印

細野五左衛門様

逸見小十郎 様

尚以、本文焼印之義者、宗谷より損し到来いたし 候間、為念、御断置申候、以上

一 大藤権左衛門、道沢重左衛門、梶谷清七江銘 〃壱封ツ > 大藤より之書状差送り候間、先 〃御 順達可被下候、以上 ¹⁴⁾

# 【史料9】

以書状致啓上候、然者先般深瀬洋春廻浦之節、種 痘種土人、御地徳太郎江、為御手当、染木綿壱 反御渡被成、其御地御入用二組込之趣、被申越 委細承知致候、

一 ソウヤ表より相廻り候焼印壱挺、落手致候、 且損居趣、是又承知致候、右可得御意、如此御 座候、以上

午十月廿三日

逸見小十郎 印細野五左衛門 印

小谷野邦之助様 牧野 兵五郎様 ¹⁵⁾

### 【史料 10】

ソウヤ惣名主

カケソウ景蔵

惣年寄

ハンクワ半五郎

(中略)

エサシ

徳太郎

トク

(中略)

モンベツ

勝次

カツホツ ¹⁶⁾

### 【史料 11】

「十一月廿二日モンヘツ到来」

以書状啓上仕候、然者十月十四日附、同二日付共、 十一月七日到来致、披見候処、先般ユウヘツ平土 人之義、役土人其外ニ而尋出召連候由、且深瀬 洋春種痘為植附種、其御地江召連候百姓江、為 御手当染木綿壱反、於エサシ相渡候積り御達置 候処、御承知之趣、此段合船焼印御請取之趣共、 夫〃御請書差越、落手、承知いたし候、右御報 而巳如此御座候、以上

十一月十日

小谷野邦之助 印 牧野兵五郎 印

細野五左衛門様 逸見小十郎 様

猶以、梶谷清七江兵五郎より壱封御同便御差送り 可被下候、以上 ¹⁷⁾

【史料 8】によると深瀬が種痘を植え附けるための「種」、つまり痘漿提供者としてエサシ在住の百姓徳太郎をモンベツまで連れてきた。徳太郎は、【史料 10】で裏付け史料を紹介しているが風俗を和風化したアイヌである。その者へは手当として、染木綿1反をモンベツで支給されるはずであったが、渡されなかったのでエサシで渡し、その費用はエサシ御用所の経費に組み込む予定というものである。

【史料 9】は【史料 8】の12日後に書かれた返書的な文書といえる。この文書では痘漿を提供したアイヌを「種土人」と表記している。内容はエサシ在住の徳太郎に対して手当として染め木綿1反を渡し、費用をエサシ御用所の経費に組み込んだ旨を承知したというものである。

【史料 10】は名簿だが、エサシ在住の徳太郎は アイヌ語名は「トク」であることがわかる。つまり、 トクは風俗を和風化したアイヌであること、アイヌに 対しては当時の公文書では「土人」と表記するが、和 風化したことから「百姓」と呼ばれていたことがわか る。

【史料 11】は【史料 9】のその後の内容といえるが、エサシ御用所で百姓徳太郎へ手当の染め木綿を渡した旨をモンベツ御用所へ通知したところ、それを承知した旨のモンベツ御用所からの請書がエサシに届いたことの報告という内容である。

次の【史料 12】および【史料 13】は、安政 5 年 9 月にシャリ(現 斜里町)からモンベツへ種痘のため に来た種痘医師で桑田立斎の弟子の井上元長が連れて きたアイヌ(痘漿提供者)への手当支給に関する文書 である。

## 【史料 12】

安政五午年

モンヘツ諸御入用御勘定帳

モンヘツ詰 細野五左衛門 逸見小十郎

穴熊胆皮共六疋分御買上代

(中略)

土人共種痘之節、種土人江被下候御手当御入用、 是者当六月種痘医師深瀬洋春罷越、致種痘、其 砌、病気差合等ニ而植残相成候土人共、当九月 同所医師井上元長シヤリより罷越、種痘致、其砌、 召連候種土人江、染木綿壱反、銭弐百文為御手 当差遣、且此者ハ女土人之儀ニ而男土人壱人附 添罷越候ニ付、是亦為御手当銭弐百文遣、染木 綿壱反ハ代壱〆四百文、合銭壱〆八百文、

(中略)

小以

右者安政五午年御入用高、御勘定書面之通御座候、 右金於箱館表請負人、柏屋喜兵衛江御渡可被下 候、以上、

安政五午年十月

モンヘツ詰 細野五左衛門 印

逸見小十郎 印 ¹⁸⁾

【史料 13】

「午ノ十一月四日差立」

以書状啓上仕候、然は先般井上元長罷越、其砌召連参候種痘種土人江、為御手当、染木綿壱反被下候ニ付、其品其運上家江早〃可相廻旨、申付置候、相達候ハゝ其者江渡方御取計可被下候、右得貴意度、如斯御座候、以上

午ノ十一月四日

モンヘツ詰

細野五左衛門 印

宮崎三左衛門様

縮以、先般本文女土人江銭弐百文、其節同道男土人江銭弐百文、是等為差廻候、右も疾相達候儀と奉存候、此段為念申上候、以上¹⁹⁾

【史料 12】はモンベツ御用所における経費の帳簿である。ここでとりあげるのは、モンベツ場所でアイヌへの種痘の際に痘漿を提供したアイヌへの手当の経費であって、その詳細も書かれている。その内容は次のとおりである。安政 5 年 6 月に深瀬がモンベツへ来て種痘を行ったが、その際に病気等の理由で接種しなかったアイヌに対して、同年 9 月にシャリからモンベツに来た井上が種痘を行った。その際にシャリから連れてきた痘漿を提供したアイヌへ、手当として染め木綿 1 反および銭 200 文支給した。なお、このアイヌは女性で、男性が付き添ったので、その男性へ銭 200 文支給したというものである。

【史料 13】はモンベツ御用所から、痘苗を担った女性アイヌが暮らすシャリ場所を所管するシャリ御用所への連絡文書である。内容は、女性アイヌへの手当の品である染め木綿をシャリの運上屋へ回送するよう指示したので、届いたら女性アイヌへ渡すよう依頼するということと、女性アイヌおよび付き添いの男性アイヌへそれぞれ渡す各銭 200 文も回送するので届くだろう、同様に渡してほしいということである。

次の【史料 14】は、子モロ場所でアイヌ語通詞を 務めた加賀伝蔵の「日記」である。

【史料 14】

シヤリ土人

クナシリより付添

清酒代として役土人一、青銅弐百文ツ、種三人

アシヌカラ トロバ シユメシユシ

サマクシ

右者、種痘医師付添として当所へ罷越候二付、御 上より被下候、²⁰⁾

この史料からは種痘医師の付き添いに対して、痘漿を提供したアイヌも含め清酒代が幕府(御用所の経費という意味と思われるが)から支給されたことがわかる。

以上みてきたとおり、本節では、箱館奉行による種

痘事業において痘苗がどのように運用されたのか、当該事業における痘苗の記述を列挙して個別具体的にみてきた。ここからいえることは、種痘事業の最初は江戸から瘡蓋状の痘痂を入手し、それを痘苗としていたが、桑田が種痘を開始して以降は、膿みである痘漿を使った植え継ぎが主流となり、そのため、痘漿を提供したアイヌが当該種痘事業の成功に貢献したといえるだろう。

次節では、本節でみた個別事例から、当該種痘事業 における痘苗の調達について考察していく。

# 3.3. 痘苗の調達

本節では、箱館奉行による種痘事業において痘苗が どのように調達されたのか考察する。考察にあたって は、調達した痘苗の種類、調達方法、調達経費の大き く3点について考察を進めていきたい。

1つ目は、調達した痘苗の種類についてである。

【史料1】で引用したが、箱館奉行村垣範正の日記に、1857年3月26日に「痘種」が瓶に入って届けられ、それを御雇医師へ渡して種痘を実施させたことが書かれている(村垣1857A:427-428 安政4年3月26日条)。ここでいう「痘種」とは瘡蓋のことである(二宮1998:243)。

次に【史料 2】の箱館奉行竹内保徳からの通達の控え文書にあるが、桑田立斎は「箱館迄活漿ヲ以接続」²¹⁾とある。この「活漿」とは痘漿のことである(二宮 1998:252)。

以上により、この箱館奉行による種痘では、瘡蓋と 痘漿が痘苗として調達されたといえる。

2つ目は、調達方法についてである。

瘡蓋については、先述のとおり、村垣の日記に瓶に入れられて江戸から箱館まで届けられたことがわかる。この「痘種ビン」の確保について、二宮陸雄は、「これらの痘種(かさぶた)は在府の箱館奉行竹内下野守が組頭河津三郎太郎に命じて手配したものである」としているが、その根拠については筆者は見出すことができなかった(二宮 1998:243)。ただ江戸から送られて来たと思われることから、在府の竹内が関係していることは想像に難くない。

痘漿についても、竹内の通達文書に、桑田がまず江 戸から箱館まで植え継いできたこと、つまり、種痘を 行い、その子どもの膿み(膿汁)を使って次の子ども へ種痘を行うことを繰り返して、箱館まで持ってきた ということである。このことは【史料4】で引用した 桑田立斎による「立斎年表」にも書かれているし、そ の後の蝦夷地での種痘でも痘漿を植え継いで実施して いたことがわかる(二宮・秋葉 1999:90-91)。ところ で、この種痘事業は 1857 年から翌々年の 1859 年に かけて実施された。この中で、少なくとも深瀬洋春は、 1858 年の種痘を、同年 2 月 8 日に組頭勤方の安間純 之進から種痘実施指示を伝えられてから実施しており、 それまでは期間は不明だが巡回種痘は休んでいたもの と考えられる。その間の痘苗、痘漿の維持は、【史料 7】を見ると「於当市中続置候種苗」とあることから、 箱館市中において定期的に種痘を繰り返して植え継い だことによって、痘漿を維持し続けていたものと考え られる 222)。

そして、痘漿提供者の確保についてであるが、種痘 事業開始前の状況についてみていく。【史料2】には、 桑田が江戸から箱館まで種痘を植え継ぐ計画が窺える。 これによると、白河、仙台、盛岡、田名部の4ヶ所の 役人に対して、天然痘の発症歴のない、無論、種痘 の接種歴もない子ども5,6人を呼び集めるようにと、 箱館奉行から白河藩、仙台藩、南部藩へ通達が出され た²³⁾。つまり、桑田に対して蝦夷地での種痘を命じ た幕府が沿道の3藩に命じる形ではあったが、確保し たといってよいのではないか。

次に種痘事業開始後の状況を見ていく。【史料4】では、「調役石場斎宮殿殊の外心配被致、同心大藤児に種し置」(二宮・秋葉 1999:91)とあるので、同心大藤権左衛門の子どもを確保したのは、上司であり、痘苗が絶えるのを心配した調役石場斎宮ではないだろうか。【史料7】には種痘医師深瀬洋春による箱館奉行の、多分箱館詰幕吏に対する「苗続土人」(痘漿を提供するアイヌ)の確保依頼文書が含まれている。具体的な内容は前節で紹介しているので省くが、確保するのは箱館奉行配下の幕吏であり、さらに言えば、箱館詰の幕吏から通達を受けた、種痘実施地を所管する御用所の幕吏だったことがこの史料からわかる²⁴。

以上を整理すると、痘漿提供者の確保は、種痘事業の実施前後を問わず幕府、ひいては箱館奉行が行なっていたといえる。

3つ目は、調達経費についてである。

瘡蓋については、経費に関する記述を管見の限り見 出してはいない。今後の検討課題といえよう。次に痘 漿についてである。これは支出対象と支出負担者につ いて検討していきたい。

まず、支出対象だが、種痘開始前については【史料2】をみると概要が窺える。「小児母幷付添相越候もの」を対象として、「往返旅籠銭等」つまり、往復の宿泊代等が支出内容だったと考えられる²⁵。

【史料8】からは「深瀬洋春種痘植附種として、当 所百姓徳太郎」へ「為御手当染木綿壱反被下候積り」、 つまり、痘漿を提供した徳太郎へ手当として染木綿1 反を支給する予定であることがわかる²⁶。

【史料 12】によれば、痘漿提供者の女性に染木綿 1 反と銭 200 文を、付添の男性には銭 200 文が手当 として支給されたことがわかる ²⁷。【史料 14】では、種痘医師に付き添ってクナシリから子モロに来た痘 漿提供者 3 人を含む人々へ清酒代として「青銅」200 文ずつ支給された ²⁸⁾。以上のことから、支出対象は 痘漿提供児者、その保護者および付添者と考えられる。

次いで、負担者だが、種痘開始前は【史料2】によ ると、「立斎より手当致候筈」²⁹⁾とあることから、少 なくとも桑田が幕府から拝領した薬種料あたりから負 担する予定であったことはいえるし、実際にそうした のではないか。【史料7】はエサシ御用所からモンベ ツ御用所宛てに差し出された公文書だが、記述を見 ると、痘漿を提供したエサシ場所内に住む徳太郎へ の手当について「其御地ニ而御渡可相成筈之処」と ある 300。「御地」は宛先であり種痘実施地であるモン ベツを指すものと読み取れるので、手当は支出対象 者(痘漿提供者)の痘漿を使った種痘の実施地を所管 するモンベツ御用所が渡すはずと解釈できるので、少 なくともモンベツ、エサシ近辺では種痘実施地の御 用所が負担していたと考えられる。【史料 12】からは、 1858年9月に種痘医師井上元長がシャリから連れて きた痘漿提供者および付添者への手当をモンベツ御用 所の経費の帳簿に計上していることから³¹⁾、シャリ 近辺も手当の負担は、モンベツ、エサシ近辺と同様で あったと考えられる。なお、【史料6】には、浜マシ ケ御用所が、種痘の際に隣接するイシカリのアイヌに 染木綿、白米、煙草を支給したことがわかる記述が含 まれているが 32)、モンベツ御用所付近での負担のルー ルを考えると痘漿提供者への支出負担だった可能性も 否めないが断定はできないので、今後の検討課題と言 えよう。以上を整理すると、史料が残っているモンベ ツ近辺では種痘実施地の御用所が痘漿提供者の手当を 負担していたといえる。

# 4. おわりに

以上のとおり、本稿では、1857年から59年にかけて箱館奉行が行った種痘における痘苗の運用について考察してきた。第3章第1節では他地域の痘苗の運用として、1850年前後の長崎、岩国、大村の事例を紹介したが、そこで痘苗として用いられていたのは痘痂や痘漿であり、痘漿も人伝方式で維持されていた。箱館奉行による種痘でも同様の方式で運用されたといってよいだろう。

本稿で検討している時期以降も北海道内で天然痘が流行し、種痘も行われている。明治維新後は、明治政府の行政機関である箱館府や開拓使が種痘の実施主体となった。その頃における痘苗の運用実態の解明は今後の検討課題としたい。

# 注

- 1) 実施年は先行研究によって諸説あることや本稿の主題からずれているのであいまいな表現とした。諸説を例示すると、1744 (延享元)年とするのが、添川正夫(『日本痘苗史序説』近代出版、1987年、p.8)、1745 (延享2)年とするのが、青木蔵幸(『人痘法の展開』青木蔵幸・大島明秀・W.ミヒェル編『天然痘との闘い 九州の種痘』岩田書院、2018年、p.28)・香西豊子(『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の歴史』東京大学出版会、2019年、p.184)、1746 (延享3)年とするのが矢追秀武(『種痘』南條書店、1947年、p.6)・深瀬泰旦(『天然痘根絶史――近代医学勃興期の人びと』思文閣出版、2002年、p.262)である。
- 2)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」「御用留 安政四 巳年五月ヨリ」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 26 件番号 33。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg,jp/1113001/kokai/ monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_03 3.pdf(2021年10月6日閲覧)
- 3) 前掲注 2)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」
- 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」「御用留 安政五午 年中到来 従正月至五月到来」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文 書、請求記号 簿書 33 件番号 41。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00033/bo00033_041.pdf (2021年9月10日閲覧)
- 5)「ウシヨロ村にて越年のスメレンクル人母娘種痘施術方願出の件」「北 蝦夷地仕出之部御用留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所 文書、請求記号 簿書 42 件番号 30。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00042/bo00042_030.pdf (2021 年 10 月 6 日閲覧)
- 6)「安政5年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入用金高勘定書」「雑用金其外御渡金之節書類 巳八月, 御渡金請取方留 安政五戊午年分, 佐竹右京大夫家来伺達 安政三丙辰年三月, 佐竹右京大夫家来伺達, モンヘツ諸御入用御勘定帳 安政五午年, エタンネシラリ江寄鯨一件 巳ノ十一月 御用向割判扣 安政四丁巳年間五月より, 自分出稼土人調書 安政四年丁巳年二月改, モンベツ諸御入用御勘定帳 安政五午年, トコロ平土人シノトカアヰノ外弐人溺死一件留書 巳三月」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 40 件番号8。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00040/bo00040_008.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 7)「蝦夷人種痘のため医師桑田立斎・深瀬洋春派遣の件」「御用留安政四 巳年五月ヨリ」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書

- 26 件番号 33。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00026/bo00026_033.pdf(2022 年 1 月 28 日 閲 暫)
- 8)「御料安政六未年中諸廉合目録 全」北海道立文書館所蔵、請求記号 旧 記 1997
- 9)「種痘二付桑田立斎江御達」「安政雑記」第7冊、国立公文書館所蔵、 内閣文庫、請求番号 150·0158·0308。https://www.digital.archives. go.jp/item/742276 (2021年9月9日閲覧)
- 10)「御用所御入用品書上安政四巳年」「箱館附御用留」北海道大学附属 図書館所蔵、伊達家文書、請求番号伊達家A32
- 11) 前揭注 10)「御用所御入用品書上 安政四巳年」
- 12) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」
- 13) 【史料7】 の差出および宛先に名を連ねている幕吏の勤務地と役職 (1858 年 12 月現在)を次に記す。

#### <差出>

木川 (箱館·調役下役出役)、冲山 (箱館·調役下役出役)、小池 (箱館·調役下役)、大河内藤右衛門 (箱館·調役下役)、加藤 (箱館·調役下役)、渡邊 (箱館・調役下役)

#### <宛先>

吉岡(ヤムクシナイ〔山越内〕・調役下役)、吉澤(イワナイ〔岩内〕・調役下役)、宇津木(ヲタルナイ〔小樽内〕・調役下役)、飯田(イシカリ〔石狩〕・調役下役)、樋野(マシケ〔増毛〕・調役下役出役)、庵原(ソウヤ〔宗谷〕・調役下役)、大河内八太郎(箱館・調役下役見習)関係する役職の職階は、上から調役下役→調役下役出役→調役下役見 習の順である。箱館勤務の幕吏からアイヌの確保を依頼する各地に勤務する幕吏宛ての文書であることを裏付けるような勤務地といえる。また、役職はほぼ同格同士のやり取りともいえよう。なお、箱館詰の大河内八太郎が宛先にいるのは気になるが、【史料7】が差し立てられてから10カ月後の所属なので、その間に箱館へ異動になったのかもしれない。

※出典:青山英幸「箱館奉行文書について――簿冊についての覚書き――」『(北海道立文書館)研究紀要』第9号、1994年3月、pp..74(21)-73(22),71(24),69(26)-68(27)

- 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、並に種痘 医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」「他場所 差立到来留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、 請求記号 簿書 37 件番号 49。http://www.bunsho.pref.hokkaido. lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_049.pdf (2021年9月14日閲覧)
- 15) 「種痘医師深瀬洋春召連の痘苗土人徳太郎手当そのほか承知の旨エサシへ書状」箱館奉行所モンベツ御用所 1857-1858『他場所差立到来留 安政五午年』北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 52。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_052.pdf (2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 16)「帰俗土人改名書」「御用状廉々控帳 安政五年」北海道立文書館所蔵、 箱館奉行所文書、請求記号 簿書 43 件番号 34。http://www.bunsho. pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00043/ bo00043_035.pdf(2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 17)「ユウヘツ平土人発見並に深瀬洋春召連土人手当渡方そのほかに付請書落手の旨エサシ詰より申越の件」「他場所差立到来留 安政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件番号 56。 http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg.jp/1113001/kokai/monjokan/hakodate/bo00037/bo00037 056.pdf (2021 年 9 月 14 日閲覧)
- 18) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 19)「井上元長召連種痘種女土人手当品渡方の件」「他場所差立到来留 安 政五午年」北海道立文書館所蔵、箱館奉行所文書、請求記号 簿書 37 件 番 号 53。http://www.bunsho.pref.hokkaido.lg,jp/1113001/kokai/ monjokan/hakodate/bo00037/bo00037_053.pdf(2021年9月14日閲覧)
- 20)「日記ノツケ伝蔵〔1〕」別海町郷土資料館附属施設加賀家文書館所蔵、加賀家文書、整理番号 K4-92
- 21) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 22) 前掲注 4)「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件」

- 23) 前掲注 9)「種痘二付桑田立斎江御達」
- 24) 前掲注 4) 「深瀬洋春種痘のため諸場所下向に付心得の件 |
- 25) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達」
- 26) 前掲注 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、 並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 27) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 28) 前掲注 20)「日記ノツケ伝蔵〔1〕」
- 29) 前掲注 9)「種痘ニ付桑田立斎江御達|
- 30) 前掲注 14)「合船極印差回に付、使用後シヤリよりソウヤへ返却方、 並に種痘医師召連の痘苗土人手当渡方に付、エサシより申送の件」
- 31) 前掲注 6)「安政 5 年熊胆・獣皮類買上並に土人手当代金そのほか入 用金高勘定書」
- 32) 前掲注 10)「御用所御入用品書上 安政四巳年」

# 参照文献

- 青木歳幸・大島明秀・W. ミヒェル編 2018. 『天然痘との闘い 九州 の種痘』東京:岩田書院.
- 青山英幸 1994.「箱館奉行文書について――簿冊についての覚書き ――」「(北海道立文書館) 研究紀要」第9号:94(1)-24(71).
- アン・ジャネッタ著、廣川和花・木曾明子訳 2013. 『種痘伝来―― 日本の〈開国〉と知の国際ネットワーク』東京:岩波書店.
- 大友喜作編 1972. 『北夷談・北蝦夷図説・東蝦夷夜話』 北門叢書第 5 冊、東京: 国書刊行会.
- 海保洋子 2007. 「近世イシカリ場所疱瘡流行史ノート――文化 14 年を中心に――」『札幌の歴史』第 53 号: 22-33.
- 菊池勇夫 2013. 『アイヌと松前の政治文化論――境界と民族』東京: 校倉書房。初出は「疱瘡流行とアイヌ社会――19 世紀前期の 人命喪失と蝦夷地開発」『歴史科学』171、2002 年.
- 香西豊子 2019. 『種痘という〈衛生〉近世日本における予防接種の 歴史』東京:東京大学出版会.
- 高倉新一郎 1942.『アイヌ政策史』東京:日本評論社 .
- 永野正宏 2011. 「1857 ~ 1859 年における箱館奉行による種痘の再 検討 | 『北方人文研究』 4:1-23.
  - 2017「近世蝦夷地における痘瘡対策」『日本歴史』824:102-117
  - 2018「幕末の北蝦夷地における痘瘡流行と種痘」『北辰』 13:1-25
- 二宮陸雄 1998. 『桑田立斎先生』 東京:桑田立斎先生顕彰会.
- 二宮陸雄・秋葉實 1999.「桑田立斎『立斎年表』」『日本医史学雑誌』 45(1): 85-98。 http://jsmh.umin.jp/journal/45-1/85-98.pdf (2021 年 9 月 9 日閲覧)
- 北海道編 1970.『新北海道史』第2巻通説1、札幌:北海道.
- 北海道庁編 1937. 『新撰北海道史』第2巻通説1、札幌:北海道庁. 松浦武四郎著・秋葉實翻刻・高倉新一郎校訂 1982. 『丁巳東西蝦夷 山川地理取調日誌』上、札幌:北海道出版企画センター.
- 三村節子・中村英子・浦田遊 1996. 「(古文書紹介)「子モロ土人種 痘之儀ニ付申上候書付」安政年間の根室アイヌへの種痘」『久摺』 5:17-45.
- 村垣範正 1857A「村垣淡路守公務日記之九」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、pp.345-534、東京:東京大学出版会.
  - 1857B「村垣淡路守公務日記之十」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之四、 pp.534-754、東京:東京大学出版会.
  - 1857C「村垣淡路守公務日記之十二」東京大学史料編纂所編 1986 (覆刻再刊)『大日本古文書』幕末外国関係文書附録之五、 pp. 2·205、東京:東京大学出版会.
- 余市町総務課余市町史編集室編 1985.『余市町史』第1巻資料編1、 余市: 余市町.